

令和7年度第1回中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会 次第

日時 令和8年2月9日（月）

午後2時から

場所 中央区役所8階第5会議室

1 開会

2 小委員会について

- (1) 委員長及び職務代理者の指名について
- (2) 小委員会の運営について

3 議題

情報公開制度の適正運用に係る取扱指針の策定について

4 その他

5 閉会

<会議資料>

- 資料1 中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会出席者名簿
- 資料2 中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会の運営について（案）
- 資料3-1 情報公開制度の適正運用に係る取扱指針（案）
- 資料3-2 情報公開制度の適正運用に係る取扱指針の策定について

前回資料 令和7年度第1回中央区情報公開・個人情報保護審議会資料

- 基礎資料
 - ・中央区個人情報の保護に関する条例・同条例施行規則
 - ・中央区情報公開条例・同条例施行規則
 - ・中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審査会に関する条例・同規則

中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会出席者名簿

<委員>

(敬称略)

役職	氏名	備考
千葉大学名誉教授	鈴木 庸夫	
中央大学大学院法務研究科教授	原島 良成	
弁護士	山本 隆	
弁護士	川 義郎	

<事務局>

役職	氏名	備考
総務部長	山崎 健順	
総務課長	小林 寛久	
総務部総務課情報公開係長	松田 和晃	
総務部総務課情報公開係	深山 純也	
総務部総務課情報公開係	竹股 夏未	

中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会の 運営について（案）

中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審査会に関する条例（平成9年9月中央区条例第29号）第9条第1項の規定に基づき、令和7年12月11日に設置された小委員会の運営については、次のとおりとする。

1 委員長の職務代理者

委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する小委員会の委員（以下「委員」という。）が、その職務を代理する。

2 招集等

- (1) 小委員会は、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、小委員会を招集しようとするときは、日時、場所、議題その他必要な事項を開催の日前5日までに委員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- (3) 委員は、小委員会に出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に申し出るものとする。

3 定足数

小委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 関係者の出席等

小委員会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、若しくはこれらの者に資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

5 会議録の作成

- (1) 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、会議資料とともに保存するものとする。
 - 一 開催年月日
 - 二 出席者の氏名
 - 三 提出資料の件名
 - 四 議事の概要
 - 五 審議の経過
- (2) 前記(1) 第5号の審議の経過は、要点筆記とする。

情報公開制度の適正運用に係る取扱指針

令和●年●月●日
7中総総第●●●号

1 趣旨

中央区情報公開条例（平成13年10月中央区条例第29号。以下「条例」という。）第4条においては、開示請求者に対し、条例の目的に則した請求する権利の適正な行使及び開示を受けた区政情報の適正な使用を求めている。この趣旨は、開示請求権が認められるといっても、常に例外なく無制限に認められるものではなく、条例による情報公開制度の目的に則した権利行使であることを請求者に求める旨を明らかにしたものである。

しかしながら、条例が認める情報公開制度の趣旨・目的を大きく逸脱する請求については、一般法理として権利濫用の法理が適用されるものであり、不適正な開示請求（以下「不適正請求」という。）に当たるか否かの判断に当たっては、条例が「知る権利」の理念を尊重し、区政に関する説明責任を果たすことを目的としていることに鑑み、慎重な運用が求められる。

このため、本指針は、実施機関において不適正請求として恣意的に不開示決定が行われることのないよう、不適正請求に該当する可能性がある事案への対応の考え方を示すものである。

2 基準要件

以下のいずれかの要件を満たした場合は、不適正請求に当たるものとして不開示決定の検討を行うものとする。なお、区政情報の開示請求権は、条例第6条において何人も請求することができる旨を定めており、請求に当たってはその目的を問わないことから、不開示決定に当たっては、請求事案の個別具体的な事情を総合的に勘案し、慎重に検討・協議の上、判断することとする。

(1) 実施機関の業務遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合又はそれを目的としていると認められる場合を指し、具体的な事例として、以下が想定される。

ア 特定部署が保有するすべての区政情報の一括請求が行われるなど、請求内容の特定がなされていない場合

イ 対象区政情報は特定されているものの、その量が膨大で、開示請求担当者がその担当業務を遂行しながら、関連する区政情報全体について諾否の決定をするには、相当な期間を要するような開示請求を行う場合

ウ 条例第12条第3項の規定による特例延長期間中に、同一の請求人が複数回の連続した開示請求を行うなどにより、結果として、対象区政情報を保有している部署の担当職員が相当な期間、開示請求事務に専念しなければならないような開示請求を行う場合

エ 正当な理由なく、同一趣旨の区政情報に対し、執拗に開示請求を繰り返す場合

(案)

(2) 適正に開示を受ける意思が認められない場合

その行動から開示を受ける意思がないと推認され、条例の趣旨・目的に反する態様が明らかである場合を指し、具体的な事例として、以下が想定される。

ア 開示決定後、正当な理由なく閲覧等を行わないことを繰り返し、開示を受ける意思がないと認められる者が、新たに開示請求を行う場合

イ 開示請求の内容に係る補正依頼に対し、正当な理由なく長期間何ら応答がない場合

(3) その他

前記(1)及び(2)の各要件に加え、以下のような攻撃的意図や害意などが認められる場合についても、不開示決定の検討を行う際の考慮事項とする。

ア 「文書の内容はいつでもよい」や「従わなければ開示請求する」などの発言が認められ、請求の目的が区政情報の開示以外にあると推認される場合

イ 開示情報を誹謗・中傷又は威圧に用いる目的で加工し、インターネット等で公表するなどの言動が認められる場合

ウ 開示請求と無関係な不平不満等を長時間に渡り繰り返し、職員を不当に拘束する場合

3 不適正請求に該当する開示請求に係る請求者への対応

上記2の基準要件に該当する開示請求について、不適正請求に当たる開示請求として検討するに当たっては、事前に請求者に対して請求等の状況に応じ、以下のような対応を行うこと。

(1) 開示請求の対象となる区政情報が、上記2の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合、実施機関の通常業務の遂行に支障が及ぶことを請求者に説明し、理解を求めること。

(2) 請求者が必要とする情報の内容を十分に聴取した上で、ファイル基準表や区政情報の特定に関する参考情報を提供することにより、対象区政情報の範囲や年度を限定して、対象の区政情報を具体的に特定すること。また、抽出請求(*1)や分割請求(*2)などを要請すること。

*1 抽出請求：対象区政情報が特定されているものの、文書が大量に存在している場合、開示請求者が真に求めている部分を明らかにし、対象範囲を絞って請求すること。

*2 分割請求：対象区政情報が大量に存在している場合、一度の請求ですべての文書を開示するのではなく、対象範囲をいくつかに分けて請求すること。

(3) 不適正請求に対しては、適正な対応を文書で要請すること。

(4) 開示情報が不適正に使用されるおそれがある場合には、適正な使用を文書で要請すること。

これらの対応にもかかわらず、不適正請求に該当すると総合的に判断される場合に限り、不開示決定の検討を行うものとする。

なお、安易な不開示判断は慎むものとし、様々な事情等を総合的に勘案し判断することとする。

(案)

4 不適正請求に当たる開示請求と判断した場合の取扱い

不適正請求に当たる開示請求は、条例で定める請求権の行使の範囲を超える請求として、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、不適正請求に係る区政情報の全部を開示しない旨の決定をすること。

5 保有個人情報の開示請求に関する取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく保有個人情報の開示請求の権利は、個人の権利利益を保護する観点から最大限尊重されるべきものであるが、その権利は無制限に行使することが認められるわけではない。

開示請求者が保有個人情報の開示を求める本来の目的とは異なる意図で行われた請求や、開示請求者の言動等が業務遂行に著しい支障を及ぼす請求などについては、制度の趣旨や目的を逸脱した権利の濫用として請求を却下することが一般法理上認められている。

以上を踏まえ、上記のような保有個人情報の開示請求があった場合には、本指針に準拠し取り扱うものとする。

附 則

この指針は、令和 年 月 日から施行する。

情報公開制度の適正運用に係る取扱指針の策定について

1 検討の背景

- ・中央区情報公開条例（平成13年10月中央区条例第29号。以下「条例」という。）第4条では、開示請求者に対し、区政情報の適正な請求と使用を求めている。
- ・しかしながら、近年、特定の請求者による不適正な請求が繰り返され、業務負担の増加や区民サービスへの影響が懸念される事例が生じている。このため、情報公開制度の適正な運用を図る観点から、本取扱指針の策定について、検討を行うものである。

【具体的な開示請求事例：別紙参照】

2 基準要件

- ・次のいずれかに該当する場合は、不適正請求として不開示決定の検討を行うものとする。なお、開示請求権は、条例第6条において何人も行うことができる旨を定めており、目的を問わず行えることから、判断にあたっては個別具体的な事情を勘案し、慎重に検討・協議を行うこととする。

(1) 業務支障性があると認められる請求

（事例） 実施機関に対する業務停滞の害意や攻撃的意図が認められる場合 等

（裁判例①） 名古屋地裁平成25年3月28日判決 判例地方自治388号41頁抜粋

「本件のように、極めて大量の行政文書を対象とする膨大な数の開示請求が繰り返される状況下においては、対象文書の特定が不十分な場合にとどまらず、請求内容が不明確であったり、形式的にはあまりにも大量の文書が対象文書に該当してしまうような場合にも、実施機関が開示請求書の補正依頼を行い、これによって請求者の真意を確認したり、真に開示の必要な行政文書に対象を絞ってもらうよう要請するといった働きかけをすることも許容されるというべきである。ところが、原告は、合理的な理由もなく処分行政庁の補正依頼を拒否し、これに応答しなかった…」

（裁判例②） 横浜地裁平成22年10月6日判決 判例地方自治345号25頁抜粋

「原告は、公開を求めている公文書の範囲、本件請求書の記載内容、被告からの依頼文書に対する回答書の内容等、同人が真に本件公開請求を行う意思をもってこれを行ったのであれば、当然容易に答えられるはずの質問にことごとく答えられておらず、また、本件請求書に記載された対象文書すべての開示を求める必要性やその合理的理由についても何ら説明をなし得ていないのであって、このことに、本件公開請求に当たっては、A1が本件請求書等その他の文書の作成、横須賀市職員とのやりとり等のほとんどをしたものと認められること、本件公開請求書と同様の文面のものをA1、A2及びA3が提出して原告と同様の公文書の公開請求をし、被告からの協力依頼にも原告とほぼ同様の文書をもって対応していることなどを併せれば、原告は、本件条例による公文書公開制度の目的に従った開示請求を行う意思が何らなく、実施機関の業務に著しい支障を生じさせることを目的として本件公開請求をしたと評価せざるを得ない。」

(裁判例③) 横浜地裁平成 22 年 10 月 6 日判決 判例地方自治 345 号 25 頁抜粋

「本件公開請求の対象文書は、段ボール約 120 箱分に及ぶことが認められるところ、被告において、これらすべてについて、一つ一つ個別に非開示事由の有無を精査・判断し、非開示事由がある場合には適宜マスキングを施すなど、開示に至る一連の手続を遂げるためには、甚大な労力を要することは明らかであり、被告の業務の遂行に著しい支障を生じさせる場合に当たるといえる。」

(裁判例④) 名古屋地裁平成 25 年 3 月 28 日判決 判例地方自治 388 号 41 頁抜粋

「原告が処分行政庁に対して行った開示請求は、平成 19 年度が 217 件、平成 20 年度が 88 件、平成 21 年度が 413 件、平成 22 年度が 575 件という膨大な数に上り、処分行政庁に対する開示請求の中で原告の開示請求が占める割合も、平成 19 年度が 40%、平成 20 年度が 35%、平成 21 年度が 82%と高い水準で推移した。…このように、極めて大量の行政文書を対象とする膨大な数の開示請求が 1 人の開示請求者によって行われるということ自体、本件情報公開条例や本件個人情報保護条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態であるというほかはない。…処分行政庁における上記のような状況は、本件情報公開条例や本件個人情報保護条例が前提としている開示請求制度の維持、運営そのものを危うくするものであり、その原因がひとえに原告 1 人の開示請求にあることは、本件各開示請求の適否を考える上で無視し得ない重要な考慮要素であるといわざるを得ない。」

(裁判例⑤) 名古屋地裁平成 25 年 3 月 28 日判決 判例地方自治 388 号 41 頁抜粋

「原告の開示請求は、重複、反復にわたるものが多く、「発達障害」や「学習障害」等の定義は存在しないという持論に基づいて「発達障害」ないし「発達障害者」の定義や、「せいきゅう」、「名称」、「参考」、「困難」等の一般的な言葉の意味や定義を尋ねる趣旨のものが数多く含まれていた。なかでも、「発達障害」や「発達障害者」の定義等に関する開示請求は、膨大な数に上っており、平成 20 年 5 月 20 日から平成 23 年 1 月 31 日までの間にされた原告の開示請求のうち、170 件以上がこのようなものであった。このような開示請求の対象や内容、態様からも、原告の開示請求が真に行政文書の開示を受けるためではなく、本件情報公開条例や本件個人情報保護条例の定める開示請求制度の本来の趣旨、目的とは異なる意図によって行われたことがうかがわれる…」

(2) 害意性があると認められる請求

(事例) 正当な理由なく閲覧等を行わないことを繰り返す場合 等

(裁判例) 名古屋地裁平成 25 年 3 月 28 日判決 判例地方自治 388 号 41 頁抜粋

「原告は…開示決定がされても、開示された行政文書を実際閲覧することはほとんどなかったものであり、原告が開示文書を閲覧しなかった割合は、平成 19 年度が 100%、平成 20 年度が 85.7%、平成 21 年度が 91.3%、平成 22 年度が 96.5%であって、各年度とも一貫して極めて高い水準で推移していた。」

(3) その他

(事例) 請求の目的が区政情報の開示以外にあると推認される発言があった場合 等
(裁判例) 名古屋地裁平成 25 年 3 月 28 日判決 判例地方自治 388 号 41 頁抜粋

「原告の要求は、〈1〉自らを愛知県の特別支援教育連携協議会の委員にする、〈2〉A教授との面談の期間を設ける、〈3〉原告が特別支援学校を訪問して開示請求をしていることをA教授に告げた被告の職員を処分する、〈4〉A教授にその発言内容について謝罪させる、〈5〉特別支援学校の女性管理職等に自らの求めるポーズでの写真撮影に応じさせるなどというものであり、このような内容の要求を貫徹する手段として開示請求を行うことは、およそ正当性を見出し難いものというほかはない。」

3 不適正請求への対応

- ・基準に該当しても、直ちに不適正とはせず、以下の措置を講じた上で検討する。
 - (1) 業務への支障を説明し、理解を求める。
 - (2) 必要とする情報を聴取し、ファイル基準表等を提示し対象を特定する。また、抽出請求や分割請求などを要請する。
 - (3) 不適正請求には、適正な対応を文書で要請する。
 - (4) 不適正使用のおそれがある場合には、適正使用を文書で要請する。
- ・これらを行っても、不適正と判断される場合のみ、不開示決定を検討する。なお、安易な不開示判断は避け、様々な事情等を総合的に勘案し判断する。

4 不適正請求と判断した場合の取扱い

- ・不適正請求は、条例で定める請求権の行使の範囲を逸脱するものであり、条例第 11 条第 2 項に基づき、当該区政情報の全部を不開示とする決定を行う。

5 保有個人情報の開示請求に関する取扱い

- ・保有個人情報の開示請求は尊重されるべき権利であるが、無制限な行使は認められない。また、制度趣旨に反する請求や著しい業務支障を及ぼす請求は、不適正と判断され得る。
- ・以上を踏まえ、不適正な保有個人情報の開示請求についても、本指針に準拠しに取り扱う。

情報公開制度の適正運用に係る取扱指針の策定に当たり、本区で実際に発生した不適正請求に該当すると思われる開示請求の実績を参考資料とした。

1 不適正請求と思われる開示請求の実績

年度	区政情報 開示請求	保有個人情報 開示請求
平成 26 年度	(1) 件	(1) 件
平成 27 年度	0 件	0 件
平成 28 年度	7 件	3 件
平成 29 年度	5 件	2 件
平成 30 年度	11 件	6 件
平成 31 年度/令和元年度	0 件	0 件
令和 2 年度	0 件	0 件
令和 3 年度	12 件	6 件
令和 4 年度	2 件	2 件
令和 5 年度	5 件	1 件
令和 6 年度	12 件	3 件
令和 7 年度	8 件	0 件
合計	73 件	29 件

※令和 7 年度は、12 月 1 日現在。なお、上記の実績は、1 人の開示請求者によって発生したものである。

	収受件数 (※)	金額(手数料+実費)	処理等にか かった時間	枚数 (紙)	枚数 (CD)	
全体	102 件	531,540 円	1,445 時間	25,464 枚	11 枚	
内 訳	既引渡分	42 件	41,260 円	262 時間	—	—
	未引渡分	48 件	490,280 円	823 時間	25,464 枚	11 枚
	不開示ほ か	33 件	—	360 時間	—	—

※平成 26 年度以前は、開示請求者氏名データを集計していない。平成 26 年度の 2 件は、平成 27 年度に申立てのあった審査請求関係文書により把握したものである。

※収受件数の全体と内訳の件数が一致しない理由は、1 件の開示請求につき、複数の処分（全部開示、部分開示、不開示）が発生しているためである。